

## 公益財団法人佐賀市スポーツ協会スポーツ功労者表彰規程内規

1. スポーツ団体として、その活動が顕著であり、特に本市スポーツの普及並びに水準向上に寄与した者
2. 職場又は地域の団体で代表として15年以上組織的にスポーツ活動を行い、その成績が特に著しい者  
(その成績が特に著しい者とは、指導した団体若しくは個人が、全国大会で8位以内、九州ブロック大会で3位以内に入賞した者とする。)
3. 会長、副会長又は理事長の職に15年以上ある者、若しくは10年以上それらの職にあつて役職を退いた者
4. 各種スポーツ関係団体の役員の職に通算20年以上あり、かつ年齢50歳以上の者で、その団体の進歩向上、地域への競技普及並びに地域の活性化に特に貢献した者  
(各種スポーツ関係団体の役員とは、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、会計及び種目部長など)
5. スポーツ行政関係者（公民館職員を含む）として通算10年以上、年齢50歳以上の者で、スポーツの普及と水準向上並びに地域活性に特に貢献した者
6. 選手又は監督として全国大会、ブロック大会等においてその成績が優秀で本市スポーツの名誉を發揚した者は表彰する。  
(成績が優秀とは、第2項と同様とし、団体については、本市の居住者が半数以上とする。)
7. 県民スポーツ大会で優勝した地区スポーツ（体育）協会単独チームについては、表彰する。
8. 年齢制限の規定については、故人の場合は適用しないものとする。

### 附 則

1. この内規は、昭和58年第36回市民体育大会から施行する。
2. この内規は、公益財団法人佐賀市体育協会の設立の登記の日から施行する。

### 附 則（平成28年3月25日第4号）

この改正内規は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正内規は、令和4年4月1日から施行する。